

農業をはじめたいと考えている皆さんへ



佐伯地域就農ガイドセンター

(補助制度などは、2024年5月現在の情報です。年度が変われば変更になることがあります。)

ライフプランを考える

農業をしたいと思い、この冊子を読み始めたと思いますが、最初に自分のライフプラン(人生設計)を冷静に見つめ直しましょう。家族の生活も考えましょう。時間の経過と共に必要なお金は変わってきます。10年後、20年後を見据え、どのような生活を送るか考えることが大切です。まずは、現在の家計の状況を把握しましょう。P22 参照

あなたが目指している農業はなんですか？

農業を始める3つの道



① 独立して自営の農業を始める (独立就農)

- ・ 起業家として全ての責任を背負って経営を行います。
- ・ 初期投資としての自己資金(いちごの場合は約3千万円)相当の資金と農業技術が必要とされます。
- ・ 自分が将来「どこで、どんな農業をやるのか」という意思をしっかりと固めることが大切です。

② 農業法人へ就職して従業員として農業に携わる (法人就職)

給与をもらいながら農業技術等を身につけることができます。近年、農業経営の効率化のために農業経営を法人化して規模拡大を行う、集落ぐるみで農業に取り組むために集落営農法人を作っている事例が多くなってきました。

また、農業分野には異分野から企業が参入する事例も増加しており、このような法人に就職することも可能です。

就職中に栽培技術を習得して、独立することも可能です。

③ 家庭菜園や副業として農業を考える (田舎暮らし等)

生活費の確保をするとともに、無理のない栽培規模を考える必要があります。主たる収入が他にあり、農業収入を生活費に充てなくてもよいという場合、いわゆる「農のある暮らし」を楽しむには、小規模な施設栽培や、直販所等に出荷する野菜類の生産に特化した農業経営をすることも可能です。

仕事を辞める前に考えましょう

農業に対する自分の気持ちを冷静に見つめましょう。

情報収集を十分にせずに、思いつきや憧れ、現実逃避型の就農では、家族や周囲の農家の方々にも迷惑をかけるだけで終わってしまいます。

就農するという事は、大きな人生の転機です。あせらず、じっくりと考え、家族などと相談することが大切です。

農業を始めるにはある程度の資金が必要です。また、生活資金も必要ですので、自分でいくら準備できるか考えましょう。

職業としての農業とは？

農業を一生の仕事にするには、自ら独立（起業）して農業を営む必要があります。このことは、農業という分野で、自らが社長として会社（工場）を営むことと同じと考えてください。

町工場を作って社長になる場合は、土地、労働力（従業員）、資本（資金、施設等）が必要であることは皆さんも理解していると思います。これと同様に、農業をはじめめる場合は、農地、労働力（家族中心）、資本（資金、施設等）が必要になることを理解することが大切です。

また、農業経営者として成功するには、経営者としての明確な目標が必要です。強い意志と情熱を持っていなければ、成功することはできません。

新規就農に関しては、他産業にはないような支援体制が確立していますが、成功か失敗かを決定するのは、新規就農を考えている皆さんの心がけと努力次第であることを常に意識することが大切です。



労働力

自分＋家族＋雇用労力

農業経営

農地

持ってなくても、借りることができます。

資本

現金・預金・施設・資材等



農村に住むと言うことは

新しく農業を始めるということは、同時に農村に移り住み、農村で暮らすことを意味します。つまり、農村社会の一員となるわけです。そこで、農村社会の実情を理解し「協調」することが大切です。

農村は、長年農業が営まれてきた場所であり、地域の人々同士の付き合いが都市に比べて濃密です。そのため、農業を始めるには地域に溶け込み、農村の人たちと深く親しく付き合うことが必要です。

例えば、農村では、農業用水や農道の利用・管理に伴う共同作業など直接営農に関わることや、農村の伝統行事や習慣などにも参加・協力しなければならないことが少なくありません。そういった行事などに参加することで、農村の人とふれあい、情報交換をしていくことで農村社会にうまく溶け込めることができます。

また、就農前の研修期間中から、地元の農家と積極的につきあうことも重要で、実際の就農がスムーズに進むことになるでしょう。就農先にできるだけ多くの知り合いをつくっていくことが大切です。

適性診断をしよう

大分県で農業を始める第一歩として、あらかじめ承知しておくことが望ましい事がらや、様々なハードル、あるいは「心構え」などについて、あなたがどれだけご承知か、確認できます。「Yes」「No」で答えながら進んでください。

おおいた就農適性診断 ～22問～

診断内容

(1) 就農に対する適正 (Q1～7)

Q1 「農業を生涯の仕事とする」という、強い意欲と意志がありますか。

【参考】就農（農業を始めること）までには、栽培技術の習得の他に、農地や機械の確保、あるいは、暮らす住宅の確保など、大変な手間と労力が必要で、思うように進まないこともあります。様々な課題を乗り越えて就農するためには、何よりも「農業を生涯の仕事とする」強い意志と、苦勞を苦にしない忍耐力が必要です。

Q2 農業は肉体労働です。健康・体力には自信があり、体を動かすことが好きですか。

【参考】農業は、豊かな自然の中で動植物を相手とする職業で、実際に行う作業はまさに肉体労働。心身ともに健康で体力を必要とする職業で、続けるには何よりも「体を動かすことが好き」であることが基本です。

Q3 他人とのお付き合いは、苦しめませんか。

【参考】農業は1人ではできません。特に、これから始める方は、経営が安定してからも多くの方とお付き合いをし、助けてもらわなければなりません。付き合いの範囲が広いと、役に立つ情報が入手できますし、特に、自分で販売したい方は、広い交友関係等のネットワークが大切です。

Q4 「就農」とは、会社をおこし経営者となるのと同じということを認識していますか。

【参考】就農とは、会社を興して社長（経営者）となる事と同じで、自分のやる気と能力、やり方次第で会社は大きく成長します。反面、作物は何をどれだけ作って、どこに売って収入を得るか。そのためには、資本（機械、施設、資材、資金等）・労力・販路の確保、それらの管理（マネジメント）など、栽培技術の習得とともに、経営者としての仕事と責務が発生します。

Q 5 就農に向けた営農資金としての自己資金の用意はありますか。

【参考】就農準備に当たっては、資金不足で苦勞することがあります。

個々の事情により異なりますが、ある程度の預貯金があることがベターです。

就農の初動的経費として、また、農業経営のランニング経費として、どれくらいの資金が必要なのか、入念に調べて、やり繰りを考えておく必要があります。

就農後も、営農資金の他に当面の生活費の用意も必要であります。

Q 6 就農相談会や農業体験に参加したり、インターネットや情報誌・パンフレットなどを活用して、新規就農に関する情報を収集していますか。

【参考】就農前に必要な準備、承知しておかなければならない事柄など、事前に十分な情報収集と検討が必要です。大分県では東京・大阪・福岡などで、「新規就農相談会」を実施したり、短期間の「農業体験研修」を行っておりますので、是非参加してみてください。

その他、就農に関する情報については、インターネットや情報誌・パンフレットなども多く出ておりますので、活用して情報収集してください。

Q 7 あなたが農業を行うことについて、ご家族は、農業の素晴らしさと厳しさの両面を理解した上で、同意をされていますか。

【参考】農業は、1人よりも2人以上での作業の方が、格段に効率が良く、また精神的に折れたときなどは、お互いに支え合うことができます。

特に妻帯者の方は、ご自身とともにパートナーの方が、農業の素晴らしさと厳しさをよく理解して同意されることが大切で、夫婦が協力して農業に取り組むことが理想的です。

また、農業生産が軌道に乗るまでは、パートナーが勤めに出て生活費を得ることも考える必要がある場合があります。

就農を決断される前には、住まいや子供さんの教育など生活設計も合わせて、パートナーと十分に話し合ってください。

(2) 情報収集等の事前準備 (Q1~7)

Q 1 どのような農業経営を行いたいのか、作る作物や栽培面積規模、就農地の希望など、ある程度決まっていますか。

【参考】就農に向けては、作物の栽培にあった地域、地域に合った作物という観点で作る作物を選択することが重要ですので、県内の地域毎の主な作物を調べることも、就農地と作物を決めるためには大切なことです。また、就農の前には、栽培技術の研修をしっかりと行うことが必須ですが、研修の前には、農業体験等を通じて作物をある程度絞る必要があります。

大分県各振興局、市町村では、地域の主な作物や就農地、研修先などについて、就農相談を行っております（事前に連絡をいただくとスムーズに対応できます）。

Q 2 自分の希望や目標を、今後、どの様な道筋や手順で実現していくのか、就農計画（イメージ）を持っていますか。

【参考】収集した情報を基に、イメージしている計画やそのための準備事項を、自分なりに具体的にまとめてみましょう（希望の作物、就農の場所、就農の時期、必要な資金、就農相談、研修 など）。

Q 3 栽培したい作物がどのくらい労働力が必要かや一人当りの栽培面積（上限の目安）を知っていますか。

【参考】品目や栽培方法等により、労働力が異なります。

Q 4 栽培したい作物の販売額が、およそいくらくらいか、所得はいくらになるか知っていますか。

【参考】品目や栽培方法等により、所得が異なります。

Q 5 農産物の販売について、どのような販売先があるか知っていますか。

【参考】一般的に、JA等を通した市場出荷や、直売所、宅配便の直接販売などがあります。

市場出荷では、JA、全農、市場などで手数料が掛かるほか、出荷用のダンボール代や輸送の経費なども掛かりますので、市場価格の30～50%くらいが所得となります。

一方、直売所は、通常、出荷登録を行い、販売手数料を払って商品として置いてもらいます。また、宅配便などを利用した直接販売は、自らがコストを計算した上での価格設定と、何よりも顧客の獲得と販売代金の回収が大きな課題となります。

Q 6 就農希望地を選ぶにあたっては、家族で現地を訪れていますか。

【参考】農地の状況、栽培されている作物などとともに、店舗、医療期間、学校などの住環境など、事前に確認が必要なことがたくさんあります。是非、事前に現地を訪れ、チェックしてください。

Q 7 マニュアル車を運転できる自動車運転免許と、自家用車を持っていますか。

【参考】農業では軽トラックやトラクターなど、機械作業には運転免許が必須です。

(3) 研修等の準備状況(Q1~6)

Q1 農家・農業法人等で、栽培したい作物の技術と知識を身につけるための、本格的な研修（1年間以上）を経験していますか。あるいは研修予定が決まっていますか。

【参考】本格的な研修を受けていない場合は、基礎的な研修、農家や農業法人での実践的な研修等を必ず受けるようにしましょう。栽培技術の習得には、「1年1作」を基本に考えると、2年間程度の時間が掛かります。

研修先については、大分県が開催している「就農相談会」でご相談いただくか、大分県各振興局、市町村にご相談ください。

Q2 就農希望地で就農にあたって親身になって支援してくれる世話役的な人がいますか。

【参考】就農希望地で相談できる人がいると、住居、農地の確保や栽培技術の習得についても、自分だけで準備するよりもスムーズに就農準備ができます。

希望地での就農に向けては、まずは大分県各振興局や市町村の新規就農担当にご相談ください。各振興局と市町村役場、JA、あるいはベテラン農家と連携・役割分担して支援をいたします。

Q3 就農前の研修制度、研修期間や生活費がどのくらい必要か知っていますか。

【参考】大分県が行っている研修制度「就農学校・ファーマーズスクール」では、ベテラン農家に就農コーチとして研修生を受け入れていただき、研修期間中、栽培技術の指導をお願いしています。また、技術研修のほかに、市町村やJA等において、住宅・農地の確保などの様々な支援を行っています。

研修に必要な時間（期間）は、「1年1作」を基本とすると、2年間程度は必要です。また、研修中は、収入がわずかになるか、無くなるケースが通常です。

就農後の営農資金の他に、研修中や就農直後のご自分の生活費が年間どのくらい必要か、合わせて現時点での蓄えも確認してみましょう。

Q4 希望する条件に合った農地の確保が難しいことを知っていますか。

【参考】形状、大きさ、水利、土質など、条件の良い農地には空きが無く、傾斜地や小区画の農地、栽培条件が良くない農地しか空いていない場所も多数あります。

Q5 就農のために資金がどの程度必要か、ご自分で計算し、どのように調達するのか、資金計画を検討しましたか。

【参考】就農に向けて必要な費用として、どの程度の額になるのか、生活面と、農業経営に必要な初期投資（肥料代、農業機械代、施設代等）を計算し、その資金をどのように用意するのか検討してみましょう。もし、制度資金（借入金）を利用する場合は返済を伴うので、慎重に検討が必要です。計算の仕方など分からない方は、就農相談の際にご相談ください。

Q 6 研修や就農のために、制度資金（借入金）等を利用する場合、保証人を引き受けてもらえる方はいますか。

【参考】研修中や農業経営の資金として、制度資金等を借り入れる場合に、預貯金が少なく、不動産等の担保がない場合は、必ず保証人が必要になりますので、あらかじめ承知しておいてください。

(4) 就農後の生活(Q1~2)

Q 1 農村で生活する場合、地域の人たちとのコミュニケーションが大切なことは知っていますか。

【参考】農村での農家同士、住民同士のつきあいは都会に比べ深いものがあります。集落の外から移り住んできた方は「どんな人なのか」と特に興味津々です。はやく地域に溶け込むためにも自分から積極的に挨拶をしたり、コミュニケーションをとることが、その地で農業をして生活していくコツでもあります。

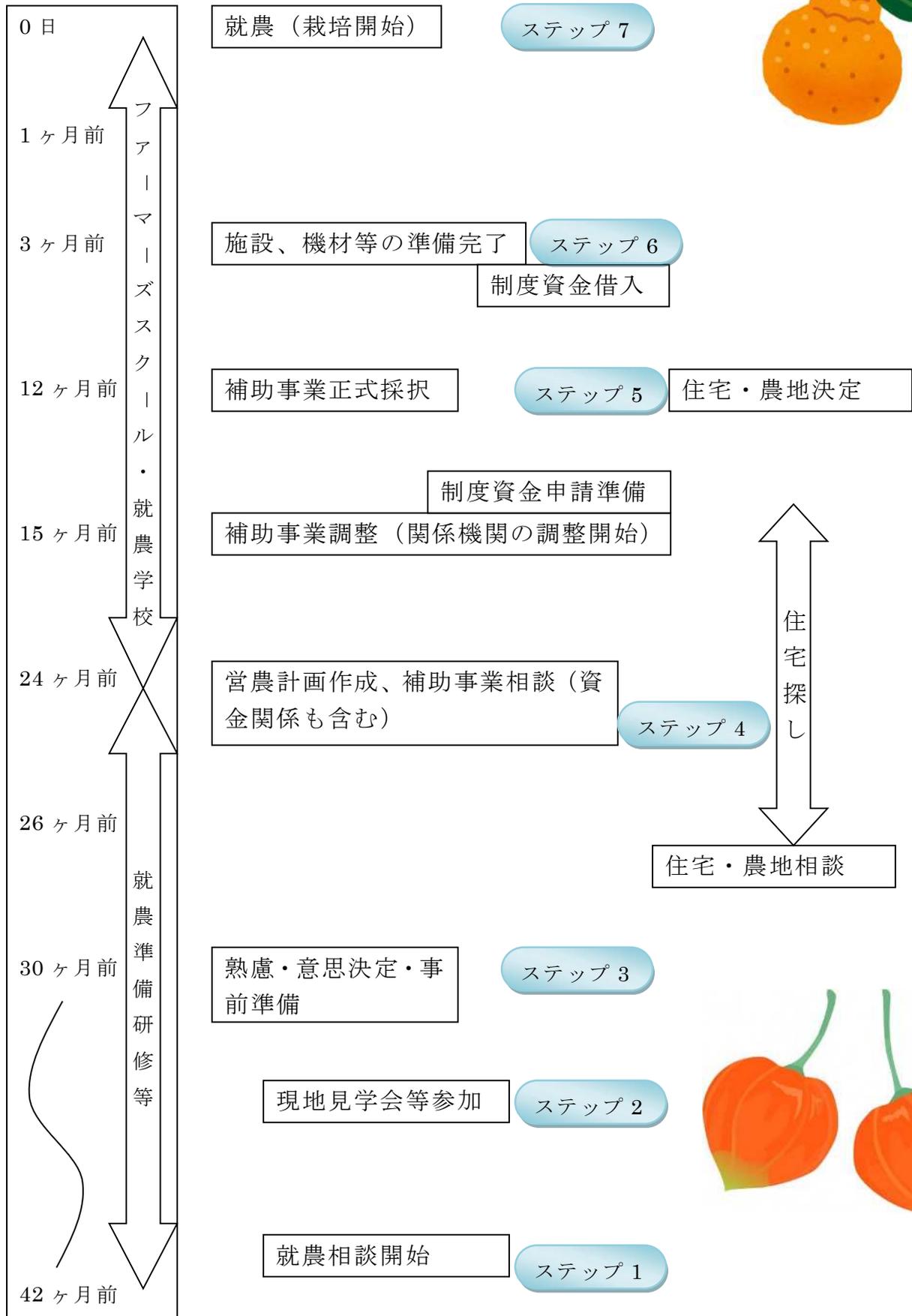
Q 2 集落の行事（草刈り、消防団、お祭り、川さらい）などには積極的に参加できますか。

【参考】農村では古くからの伝統が残っており、お祭りの運営、用水路の清掃活動、公民館活動、集落の会合など、地域内での行事が多数あり、また、地域の消防団への加入も頼まれます。

農村で生活する上では、地域の人と上手に暮らしていくためには、コミュニケーションとともに行事や作業に積極的に参加してみる気持ちを持つ事が大切です。

地域でがんばって農業をしたり、地域に溶け込んで生活をしていると「農地を借りてもらいたい」といった相談もくることがよくあります。

就農へのロードマップ



就農までにしておくこと

ステップ1 相談

まずは情報や基礎知識を収集しよう

- ・農業は自然と生命を相手とする魅力的な産業ですが、農業に何を期待し、何を求めているかで進むべき方向が決まります。
- ・自分が農業に向いているか十分な情報収集を行い、自分の責任で職業として選択する可能性を見極めることが必要です。

就農に関する総合的な相談：佐伯市役所農政課
栽培品目等に関する相談：南部振興局生産流通部
農地に関する相談：佐伯市農業委員会、大分県農地中間管理機構
住宅に関する相談：佐伯市役所地域振興課

- ・就農相談会を東京、大阪、福岡、大分で年数回開催しています。

○ 自分の経営像の明確化

一概に農業といっても、いろいろな作目（野菜、花き、畜産など）、栽培方法、経営スタイル（専門経営、複合経営）があります。自分が将来どのような農業経営を行いたいのかを具体化していくことが必要です。

そのためには、書籍やインターネットでの情報収集以外にも、実際に農業者の話聞くなどして納得のいくまで焦らずに行いましょう。また、市町村や県振興局などの関係機関に相談することも大切です

ステップ2 体験

農業・農村の暮らしを体験しよう

- ・漠然としていた農業に対する「イメージ」と「現実」とのギャップを埋めるためにも、「体験」を重ねて自問自答しながら、就農への決意を固めていきます。自分に合わないと分かったら別の仕事を考える決心をしましょう。

○ 基礎知識の習得

農作業の経験が全くない場合は、休暇を利用した短期農業研修（農業体験）などを通じてイメージをより具体化することも一つの方法です。

実際の農業が想像と全く違う可能性もあります。この段階で農作業をする自信が持てなければ、就農は難しいと考える方が安全です。

ステップ3 熟慮・意思決定・事前準備

- ・就農時や就農後には様々な「壁」が現れるもの。「農業を通じて〇〇したい」という、揺るぎない思いがあるかどうか確認しましょう。
- ・家族と一緒に、もう一度深く考え、自分の進む道を決めて下さい。

○ 情熱と意欲

農業をはじめめることは、会社をはじめめることと同じです。リスクも考える必要があると同時に成功させるという強い意欲と情熱が不可欠です。

○ 家族の同意と協力

家族の同意と理解があるか、また家族の協力が得られるかどうかは、新規就農がうまくいくかどうかの大きなポイントの一つです。

農業は夫婦（複数名）が協力して行うことが基本で、農作業を夫婦（複数名）が分担、あるいは共同ですることによって作業効率が上がります。



○ 就農候補地の選定

自分が作りたい作物に適した気象条件や土地条件、あるいは家族が暮らしていく上での生活条件などを考慮して就農候補地を選定していきます。農業生産の環境や土地柄から考えて、自分たちの一生を託すにふさわしい場所をじっくりと選定することが大切です。また、家族の同意を得るためにも生活条件も考慮する必要があります。例えば、通学距離や病院なども検討をしておくこと、将来も安心して生活ができます。

○ 住居の選定

就農候補地の選定と併せて、住居候補を選定します。トイレの状況、周辺環境など多くの場合住環境は希望者の経験とは大きく異なります。また、就農候補地との距離なども考慮に入れる必要があります、現地で十分に確認するようにします。



ステップ4 営農計画作成・実務研修

- ・技術者+経営者としてのスキルを身につけなければ、農業はできません。農業経営の収支計画や機械、施設の導入計画、資金調達計画などをたてます。また、農業技術習得のための研修を行うことも重要なポイントとなります。

○ 資金の確保

農業をはじめるとは、土地、施設、機械などの初期投資、十分な収入が得られるまでの生活資金などかなりの資金が必要となります。公的融資制度もありますが、借入金が多いと経営を圧迫するため、できる限り自己資金を用意します。

融資制度を活用するには一定の資格要件があり、融資額や信用状況に応じ担保の設定や保証人を求められることもあります。新規就農者にとっては借りにくい場合もあります。

○ 技術やノウハウの習得

農業を営むには確かな技術が必要です。新規就農者の目的に応じていろいろな研修制度が整備されていますので、これらの研修制度を活用されることをお勧めします。

技術習得の方法

就農準備研修

農業の準備のための実践的な技術習得を目的とします。

- ① 研修修期間 4月～3月（11ヶ月間）長期コース
7月～3月（9ヶ月間）中期コース
- ② 研修場所 大分県立農業大学校（豊後大野市三重町赤嶺 2328 番地 1）
- ③ 研修内容
 - ・各種野菜栽培実習（ピーマン、トマト、白ねぎ、こねぎ、その他野菜）
 - ・農業関連各種基礎講座（就農講座、農業基礎講座、植物病理学等）
 - ・農家研修（10日間程度 2回）
 - ・農業機械研修（草刈り機から大型特殊免許の取得など）
 - ・その他、資格取得や振興局等との連携会など

ファーマーズスクール

産地の担い手を確保・育成するため、「就農コーチ」の下での「実習」及び「模擬営農」と事業実施主体による「座学」の研修を行い、就農に必要な技術の習得を目的とします。

- ① 実施主体 佐伯市
- ② 研修期間 2年以内（概ね1,200時間／年）
- ③ 研修場所 就農コーチのほ場、模擬経営を行う実践ほ場
- ④ 品 目 いちご、にら、ハウスみかん、ホオズキ、スイートピー、トルコギキョウ、野菜（有機栽培）
- ⑤ 研修内容
 - ・栽培技術及び農業経営全般に係る知識の習得
 - ・地域活動への参加による人的ネットワークの構築
- ⑥ 経 費 研修先の農家への謝礼等は不要ですが、賃金もありません。
- ⑦ 新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）の対象研修

ステップ5 農地の確保

○農地の購入

農地を購入して営農を開始するには、下記の問題がありますので、お勧めできません。

- ・初期投資額が大きくなり、過大な負担となる。
- ・土地条件が悪いことが判明しても、変更ができず、非効率となる。

○農地の借入

就農予定先の農業委員会または大分県農地中間管理機構に仲介を依頼することで、農地の借入がスムーズに行えます。

借入に関しては、以下の点に注意が必要です。

- ・日照条件や水源の確保など、土地条件を十分に検討すること
- ・賃借料や水利権など、借入価格は農業委員会の指導に従うこと
- ・できるだけ「産地」の中に農地を確保する。近所にコーチがいること

なお、借り入れた農地は自由に扱うことができますが、農家は農地に対する愛着が非常に強く、粗末に扱っていると苦情を言われることがあります。

逆に、最初のうちはまとまった農地を確保することができなくても、きちんと農地を管理していれば、周辺農家から「信頼できる就農者」とであると判断され、農地が集まってくるのが期待できます（自助努力が必要です）。

ステップ6 機械や施設の確保

新規就農者の場合は、栽培技術の未熟さ等で安定した収入を計画的に確保することが保証できません。それにもかかわらず、農業生産の出来不出来に関係なく、最低限の生活資金や生産費など多くの資金を必要とするため、機械や施設の購入は必要最小限に抑える必要があります。

そのため、当初は中古品やリース、借受けなどで対応しながら、経営が軌道に乗り始めてから徐々に装備を充実させていく方が堅実です。

なお、機械や施設は補助事業の対象となることがありますので、早めに市町村を確認をしておくといいでしょう。市町村の予算が必要になりますので、申込から購入までに1年以上かかる場合もありますから注意してください。

ステップ7 就農

農業経営の開始です。農業経営者（社長）には、労働基準法は適応されません。すべての責任は、経営者であるあなたにあります。あなた自身の努力と情熱が全てを決めます。経営の早期安定に向けて、がんばりましょう！



新規就農者育成総合対策事業について

(就農準備資金): 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(2年以内)を交付。150万円/年・人

※交付金は申告の際、雑所得で申告が必要であるため、150万円満額はもらえません。

交付要件

- 1 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農を目指すこと
- 3 研修計画が以下の基準に適合すること
 - ① 都道府県等が認めた研修機関で、概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上の研修期間であること。就農に必要な技術や知識を研修すること
 - ② 研修先の農家等の親族でないこと、過去に雇用契約を結んでいないこと
- 4 常勤(週35時間以上で継続的に労働する)の雇用契約を締結していないこと
- 5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業による給付等を受けていないこと
- 6 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること(交付主体が認める場合は、600万円以上でも可)
- 7 研修計画の承認申請までに傷害保険に加入していること

※親元就農の場合は、別に要件あり

返還

- 1 適切な研修を行っていない場合
- 2 研修終了後1年以内に50歳未満で就農しなかった場合
- 3 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- 4 親元就農者については、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合
- 5 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- 6 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で、研修終了後の報告(就農報告、就農状況報告)を行わなかった場合
- 7 虚偽の申請等を行った場合

(経営開始資金): 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営
確立を支援する資金(3年以内)を交付。最大 150 万円/年・人

交付要件

- 1 独立・自営就農時年齢が原則 50 歳未満の認定新規就農者で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農であること
・青年等就農計画等に即して主体的に農業経営を行い、以下の要件を満たすもの
 - ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している
 - ②主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている
 - ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
 - ④交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する
 - ⑤交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している
- 3 青年等就農計画の認定を受けた者であること
経営開始 5 年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工等関連事業含む)で生計が成り立つ計画であること。計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- 4 経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること
- 5 目標地図または人・農地プランに位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 6 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、農の雇用事業による助成を受けたことがないこと。
- 7 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加すること。
- 8 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること(交付主体が認める場合は可)
- 9 地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること

交付対象の特例

- 1 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合等)は、夫婦合わせて 1.5 人分を交付する。
- 2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。

交付停止

- 1 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合
- 2 前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えた場合

返還

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

認定新規就農者（青年等就農計画の認定）について

1. 青年等就農計画制度とは…

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

2. 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です。

- ① 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）
- ② 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65 歳未満）
- ③ 上記の者が役員の大過半数を占める法人

農業経営を開始して一定の期間（5 年）を経過しない者を含みます。
認定農業者は含みません。

3. 認定までの手続

① 新規就農者が青年等就農計画を作成し、市町村に提出

② 市町村が同計画を審査・認定

③ 市町村は青年等就農計画を認定後、当該計画申請者に通知

※ 青年等就農計画の作成にあたっては、振興局などから指導、助言を受けることができます。

4. 認定新規就農者が利用できる主な施策

- ・ 新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）
就農直後（経営開始 3 年以内）の所得を確保する資金（年間最高 150 万円）を交付
- ・ 新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）
就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組支援補助事業として実施（最大 3 / 4 補助）。経営開始資金を受給する場合は、事業費 500 万円（上限）、受給しない場合は事業費 1,000 万円（上限）
- ・ 新規就農者に対する無利子資金制度（青年等就農資金）
農業経営の開始に必要な機械、施設の取得等のための資金について、無利子貸付
- ・ 農地利用効率化等支援交付金
目標地図に位置づけられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、融資を受けて経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援
- ・ 経営所得安定対策
米、麦、大豆等の作物を生産される方の経営安定を支援
- ・ 農業経営基盤強化準備金
経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に規模の拡大を図る取組等を、税制面から支援
- ・ 農協等向け新規就農者税制
農協等が機械設備や農業用ハウスを取得し、人・農地プランの中心経営体に位置付けられた認定新規就農者に利用させる場合、その固定資産税を軽減します。

青年等就農資金について

【制度の概要】

新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援する制度。

対象者	認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人	
資金の使いみち	青年等就農計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。	
	施設・機械	農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や、販売施設も対象となります。
	果樹・家畜等	家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となります。
	借地料などの一括支払い	農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなどが対象となります。 ※農地等の取得費用は対象となりません。
	その他の経営費	経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となります。
融資条件	返済期間	17年以内（うち据置期間5年以内）
	融資限度額	3,700万円（特認1億円）
	利率（年）	無利子（借入の全期間にわたり無利子）
	担保・保証人	実質的な無担保・無保証人制度 担保：原則として、融資対象物件のみ 保証人：原則として個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみ
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む）は、本資金の対象となりません。 2. 審査の結果により、ご希望に沿えない場合があります。 3. 本資金は毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合があります。 4. 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等があります。 	

貸付機関：日本政策金融公庫

大分県独自の給付・融資制度①(2024年5月現在)

	大分県親元就農給付金		子育て世帯負担軽減対策
	準備型	開始型	
制度の趣旨	後継者の就農意欲の喚起と就農の定着を図るため、就農前の研修段階及び就農初期段階の親元就農者に対して、給付金を給付する制度		研修中、就農初期の子育て世帯の負担軽減を図るための給付金制度
対象者要件	<p>国の新規就農者育成総合対策事業(就農準備資金)等を受給していない下記の要件を満たす親元就農予定者</p> <p>①就農予定時の年齢が55歳未満</p> <p>②大分県立農業大学の学部生の2年生もしくは研修部生</p> <p>③研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること等</p>	<p>国の新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)等を受給していない親元就農者</p> <p>①就農予定時の年齢が55歳未満</p> <p>②目標地図または人・農地プランの担い手として位置づけられること</p> <p>③家族経営全体の5年後の所得が250万円以上増加となる経営発展計画を作成し、市町村長に認められること</p> <p>④家族経営に関わる者の所得が3カ年平均1人あたり400万円以下であること等</p>	<p>左記の準備型または、就農準備資金を単身で受給していること。また下記の要件を満たすこと</p> <p>①就農時の年齢が50歳未満</p> <p>②前年の世帯所得が600万円以下であること</p> <p>③18歳未満の子を養育していること</p> <p>④住宅を所有しておらず、家賃を払っていること</p>
金額等	<p>給付金額:最大150万円</p> <p>給付期間:最長1年間</p>	<p>最大100万円</p> <p>最長2年間(ただし、準備型給付期間を含む)</p>	<p>給付金額:30万円/年</p> <p>給付期間:最長2年</p>
注意点	<p>【給付停止】</p> <p>①適切な研修を行っていないと市町村長が判断した場合</p> <p>②研修を途中で中止・休止した場合等</p> <p>【返還要件】</p> <p>①研修終了後1年以内に原則55歳未満で親元就農しなかった場合</p> <p>②虚偽の申請を行った場合等</p>	<p>【給付停止】</p> <p>①経営発展計画の達成が困難であると市町村長が判断した場合</p> <p>②給付対象者の前年の総所得が250万円以上の場合等</p> <p>【返還要件】</p> <p>①虚偽の申請を行った場合</p>	<p>【給付停止】</p> <p>左記の準備型または就農準備資金が停止となったとき</p> <p>【返還要件】</p> <p>左記の準備型または就農準備資金が返還となったとき</p>

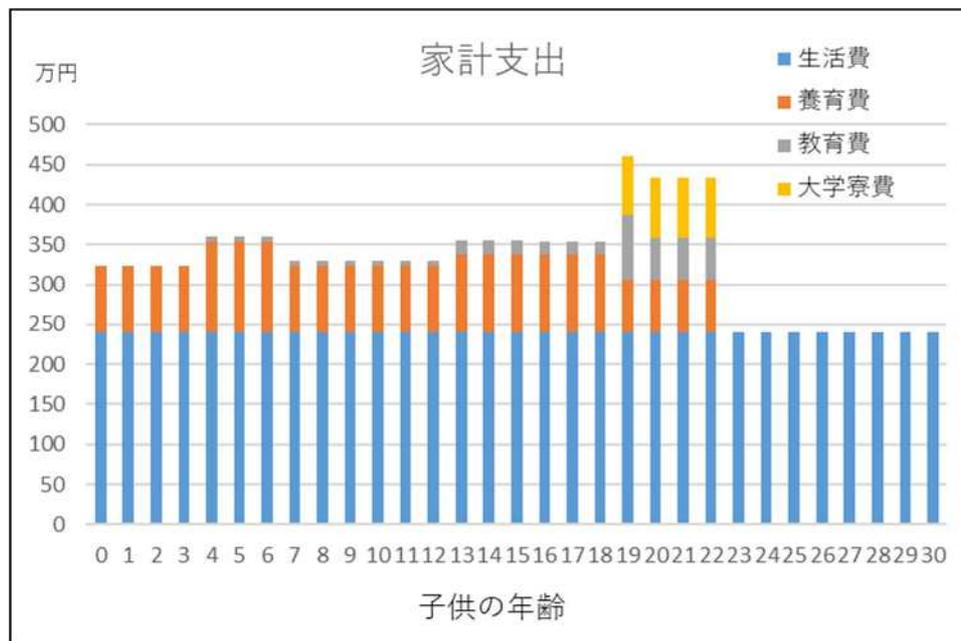
大分県独自の給付・融資制度②(2024年5月現在)

	農業子育て応援・女性活躍推進事業	新規就農者負担軽減対策事業	大分県中高年移住就農給付金
制度の趣旨	農業を営む人が、農業と妊娠や育児との両立等を図るための制度	就農初期の経営安定を図るための制度	就農時50歳以上55歳未満で大分県にて独立・自営就農を目指す県外からの移住就農予定者が研修を受ける場合に給付金を給付する制度
対象者要件等	以下の要件を満たす者 ①本人又は配偶者が認定新規就農者または認定農業者 ②法人の場合は、本人が一戸一法人の役員 ③妊産婦が認定新規就農者または認定農業者または専従者	以下の要件を満たす者 ①就農1年目の認定新規就農者 ②新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)の受給者	県外からの移住就農予定者で以下の要件を満たすもの ①就農予定時50歳以上55歳未満で独立自営就農を目指すもの ②県が認めた研修機関で研修をうけるもの ③大分県内へ住民票を移してから概ね1年以内の者であること。 ただし、大分県に移住する前の大分県外在住期間が、1年以内の一時的な県外への転出は除く等
金額等	金額:上限11千円/日 期間: 産前産後(母子手帳交付～産後3ヶ月)最長110日 乳児育児(産後4ヶ月～12ヶ月)最長180日	補てん金額:最大100万円/年 補てん期間:就農1年目	給付金額:100万円/年 給付期間:最長2年
注意点		①事業活用後、農業経営収入保険制度や野菜価格安定制度等、国や県のセーフティネットを活用すること ②所得の補てん単位は一経営体とすること(夫婦は一経営体とする)	

ライフプラン(例)

夫婦、子供1名

幼稚園から大学まで公立の場合



生活費:おんせん県おおいた「知っておきたい移住とお金」より

養育費:内閣府「インターネットによる子育て費用に関する調査」より

教育費:文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」より

寮費:日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果」より

教育費

公立幼稚園	16.5 万円
私立幼稚園	30.8 万円
公立小学校	35.2 万円
私立小学校	166.6 万円
公立中学校	53.8 万円
私立中学校	143.6 万円
公立高等学校	51.2 万円
私立高等学校	105.4 万円

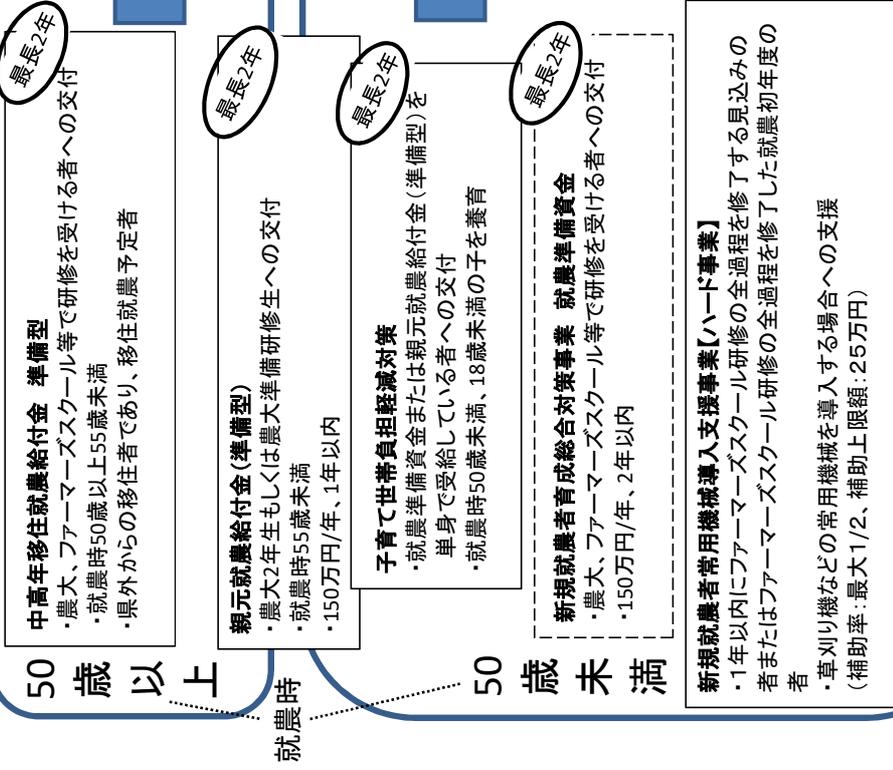
文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」より

※インフレは考慮していないので注意

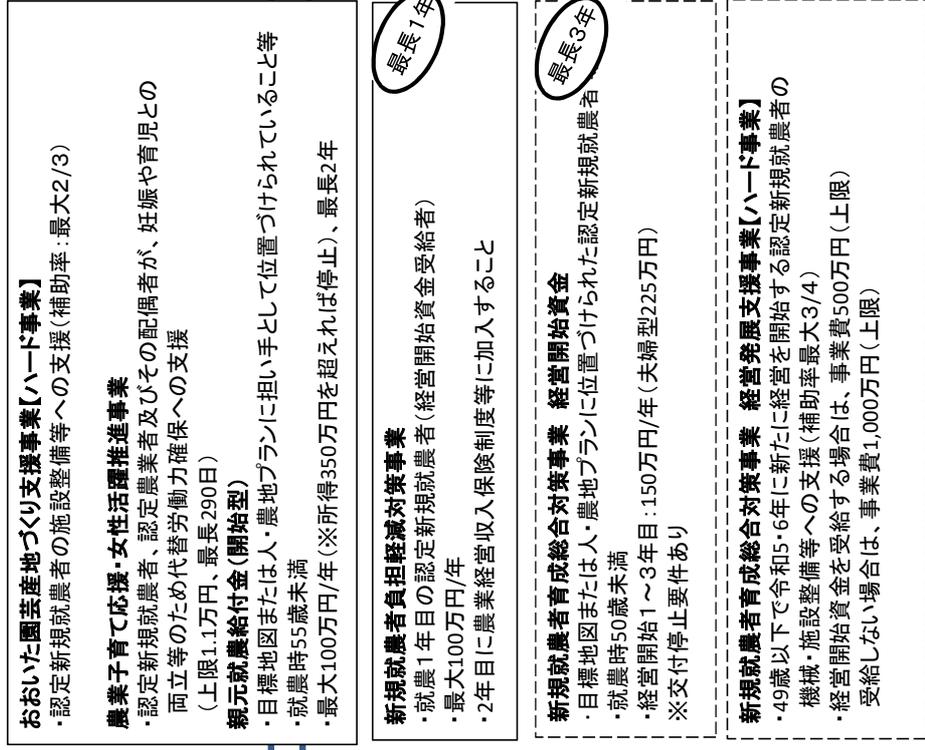
2024年度 新規就農者向け 研修から就農までの主な支援策(大分県)

国庫事業

【研修中】



【就農後】





「農業をはじめたいと考えている皆さんへ」

佐伯市役所 農政課 園芸振興係

電話：0972-22-3239

大分県南部振興局 農山漁村振興部 企画・農政・就農班

電話：0972-24-8645